

やすらぎ苑ショートステイ料金表【従来型個室】 ※1割負担

(※令和3年8月1日～)

(※1日あたり, 単位: 円)

要介護度	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
短期入所介護サービス費(個室)	446	555	596	665	737	806	874
機能訓練指導体制加算	12	12	12	12	12	12	12
夜勤職員配置加算(I)	—	—	13	13	13	13	13
看護体制加算(Ⅲ)1	—	—	12	12	12	12	12
看護体制加算(Ⅳ)1	—	—	23	23	23	23	23
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18	18	18
介護職員処遇改善加算(I)×8.3%	40	49	56	62	68	73	79
介護職員等特定処遇改善加算(I)×2.7%	13	16	18	20	22	24	26
1日あたりの介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057

第1段階	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@320)	320	320	320	320	320	320	320
食費(@300)	300	300	300	300	300	300	300
1日あたりのご負担額	1,149	1,270	1,368	1,445	1,525	1,601	1,677

第2段階	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@420)	420	420	420	420	420	420	420
食費(@600)	600	600	600	600	600	600	600
1日あたりのご負担額	1,549	1,670	1,768	1,845	1,925	2,001	2,077

第3段階①	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@820)	820	820	820	820	820	820	820
食費(@1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1日あたりのご負担額	2,349	2,470	2,568	2,645	2,725	2,801	2,877

第3段階②	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@820)	820	820	820	820	820	820	820
食費(@1,300)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
1日あたりのご負担額	2,649	2,770	2,868	2,945	3,025	3,101	3,177

その他	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@1,171)	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
食費(@1,445)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
1日あたりのご負担額	3,145	3,266	3,364	3,441	3,521	3,597	3,673

◎加算内容及びその他費用の説明

加算の種類	単位	加算内容
機能訓練指導体制加算	12/日	常勤の機能訓練指導員を配置し訓練実施体制を整備
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13/日	夜勤帯に基準数を1人以上上回る介護職員を配置
看護体制加算(Ⅲ)1	12/日	常勤の正看護師を1名以上配置し、利用者総数のうち介護3以上の利用者が70%以上である
看護体制加算(Ⅳ)1	23/日	基準数を上回る看護職員を配置し24時間連絡体制を確保利用者総数のうち介護3以上の利用者が70%以上である
医療連携強化加算※	58/日	厚生労働大臣等が定める症状の利用者を受け入れた都度
若年性認知症利用者受入加算※	120/日	若年性認知症の症状がある利用者を受け入れた都度
個別機能訓練加算※	56/日	機能訓練指導を提供した都度
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	介護職員総数60%以上の介護福祉士資格保有者を配置
送迎加算※	184/片道	自宅と施設間の送迎実施時に加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%/月	(介護サービス費 + 各種加算) × 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%/月	(介護サービス費 + 各種加算) × 2.7%
新型コロナウイルス感染症への対応	0.1%/月	(基本報酬) × 0.1%

※新型コロナウイルス感染症への対応の上乗せ分は、令和3年9月30日まで。

やすらぎ苑ショートステイ料金表【従来型多床室：2人・4人部屋】 ※1割負担

(※令和3年8月1日～)

(※1日あたり，単位：円)

要介護度	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
短期入所介護サービス費（多床室）	446	555	596	665	737	806	874
機能訓練指導体制加算	12	12	12	12	12	12	12
夜勤職員配置加算(I)	—	—	13	13	13	13	13
看護体制加算(Ⅲ)1	—	—	12	12	12	12	12
看護体制加算(Ⅳ)1	—	—	23	23	23	23	23
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18	18	18
介護職員処遇改善加算(I)×8.3%	40	49	56	62	68	73	79
介護職員等特定処遇改善加算(I)×2.7%	13	16	18	20	22	24	26
1日あたりの介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057

第1段階	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@0)	0	0	0	0	0	0	0
食費(@300)	300	300	300	300	300	300	300
1日あたりのご負担額	829	950	1,048	1,125	1,205	1,281	1,357

第2段階	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@370)	370	370	370	370	370	370	370
食費(@600)	600	600	600	600	600	600	600
1日あたりのご負担額	1,499	1,620	1,718	1,795	1,875	1,951	2,027

第3段階①	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@370)	370	370	370	370	370	370	370
食費(@1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1日あたりのご負担額	1,899	2,020	2,118	2,195	2,275	2,351	2,427

第3段階②	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@370)	370	370	370	370	370	370	370
食費(@1,300)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
1日あたりのご負担額	2,199	2,320	2,418	2,495	2,575	2,651	2,727

その他	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
介護サービス費	529	650	748	825	905	981	1,057
滞在費(@855)	855	855	855	855	855	855	855
食費(@1,445)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
1日あたりのご負担額	2,829	2,950	3,048	3,125	3,205	3,281	3,357

◎加算内容及びその他費用の説明

加算の種類	単位	加算内容
機能訓練指導体制加算	12/日	常勤の機能訓練指導員を配置し訓練実施体制を整備
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13/日	夜勤帯に基準数を1人以上上回る介護職員を配置
看護体制加算(Ⅲ)1	12/日	常勤の正看護師を1名以上配置し、利用者総数のうち介護3以上の利用者が70%以上である
看護体制加算(Ⅳ)1	23/日	基準数を上回る看護職員を配置し24時間連絡体制を確保利用者総数のうち介護3以上の利用者が70%以上である
医療連携強化加算※	58/日	厚生労働大臣等が定める症状の利用者を受け入れた都度
若年性認知症利用者受入加算※	120/日	若年性認知症の症状がある利用者を受け入れた都度
個別機能訓練加算※	56/日	機能訓練指導を提供した都度
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	介護職員総数60%以上の介護福祉士資格保有者を配置
送迎加算※	184/片道	自宅と施設間の送迎実施時に加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%/月	(介護サービス費 + 各種加算) × 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%/月	(介護サービス費 + 各種加算) × 2.7%
新型コロナウイルス感染症への対応	0.1%/月	(基本報酬) × 0.1%

※新型コロナウイルス感染症への対応の上乗せ分は、令和3年9月30日まで。